

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、勘定科目を追加するなど所要の改正を行うとともに、市町村域水道事業における経過措置を定めます。
- 2 企業長が分任金銭出納員の事務を委任する職等の変更を行います。
- 3 大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の制定に伴い所要の改正を行います。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行します。